

後期高齢者医療制度 および

国民健康保険加入者 の皆さんへ



問健康保険課 保険年金係 (6窓口)
☎52-5809

後期高齢者医療制度および国民健康保険の被保険者証などの更新について

現在交付している『後期高齢者医療被保険者証』および『国民健康保険被保険者証』、『国民健康保険高齢受給者証』の有効期限は今年の7月31日(火)までです。新しい被保険者証などを、7月中に簡易書留郵便で送付します。

なお、古い被保険者証などは8月1日(水)以降使用することができません。各自で処分してください(返却は不要です)。

8月1日以降に交付する被保険者証の表記変更について

■被保険者証の表記の変更について

平成30年度から国民健康保険が都道府県単位化されたことにより、8月1日(水)から従来の被保険者証の表記が一部変わります。

◇変更箇所

- ・『山口県』の表記を追加
- ・『資格取得日』から『適用開始日』に変更
- ・『保険者名』から『交付者名』に変更



山口県国民健康保険 被保険者証	有効期限 ○○年○○月○○日 交付年月日 ○○年○○月○○日
記号 山30 番号○○○○○○○○	
氏名 ○○年○○月○○日	性別 ○
生年月日 ○○年○○月○○日	
適用開始日 ○○年○○月○○日	
世帯主名 ○○ ○○	
住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○	
保険者番号 ○○○○○○○○	交付者名 田布施町

■高齢受給者証と被保険者証の一体化について

今まで国民健康保険に加入する70歳以上の人には、被保険者証とは別に、その人の一部負担金の割合を表記した『高齢受給者証(白色の証)』を交付していました。

8月1日(水)から、70歳以上の人には高齢受給者証を被保険者証に一体化した『山口県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証』を交付します。これにより、医療機関などの窓口で『高齢受給者証』を提示する必要はなくなります。

◇変更箇所

今まで、高齢受給者証に表記されていた『一部負担金の割合』が被保険者証に表記される



山口県国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限○○年○○月○○日 交付年月日○○年○○月○○日
記号 山30 番号○○○○○○○○	
氏名 ○○○○	性別 ○
生年月日 ○○年○○月○○日	
適用開始日 ○○年○○月○○日	一部負担金の割合 ○割
発効期日 ○○年○○月○○日	
世帯主名 ○○○○	
住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○	
保険者番号 ○○○○○○○○	交付者名 田布施町

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証について

医療費が高額となった場合、これらの認定証を医療機関などに提示することで、窓口で支払う負担額が法定の自己負担限度額までとなります。

※認定証の交付を受けずに医療費を支払った場合、自己負担限度額を超えた額は、後日、高額療養費により支給されます。

現在認定証をお持ちの人

現在交付している平成29年度の認定証の有効期限は今年の7月31日（火）までです。

①後期高齢者医療制度に加入されている人

8月以降の認定区分が『区分Ⅰ』（※1）または『区分Ⅱ』（※2）となった人には、7月中に新しい認定証を直接送付します。自動更新となります。更新手続きは必要ありません。

⇒現在、認定区分『区分Ⅱ』の認定証をお持ちの人で、その認定証を交付されている期間の入院日数が、過去1年間で91日以上の場合は、申請することで食事代がさらに減額される場合があります。申請の際は、病院の領収書など入院日数の分かる書類をご持参ください。

※同一世帯内に住民税の申告などをされていない人（未申告の人）がいる場合、負担区分の判定ができないため、自動更新となりません。該当者には山口県後期高齢者医療広域連合より『勧奨通知』が送付されます。通知が届いた人で認定証が必要な場合は、健康保険課までお越しください。

※1 区分Ⅰ 世帯全員が平成30年度住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（年金収入は控除額を80万円として計算します）となる世帯に属する人、または老齢福祉年金受給者

※2 区分Ⅱ 世帯全員が平成30年度住民税非課税の世帯で、区分Ⅰ以外の人

②国民健康保険に加入されている人

住民税非課税世帯の人または70歳未満の住民税課税世帯の人で、平成30年度もこれらの認定証が必要な人は申請が必要です。期限内に必ず更新の手続きをしてください。

現在、適用区分が『オ』または『区分Ⅱ』の認定証（青色）をお持ちの人で、その認定証を交付されている期間の入院日数が、過去1年間で91日以上の場合は、申請することで食事代がさらに減額される場合があります。申請の際は、病院の領収書など入院日数の分かる書類をご持参ください。

更新手続き

◇期間

8月1日（水）～31日（金）（土日を除く）
（受付：午前8時30分～午後5時15分）

◇必要なもの

- ・平成30年度の国民健康保険被保険者証
- ・現在交付されている平成29年度の限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証
- ・個人番号カード、または個人番号通知カードおよび本人確認書類（運転免許証など）
- ・印鑑

新規に認定証の交付を希望される人

認定証の交付を受けるには申請が必要です。申請は随時受け付けております。必要な人は手続きをしてください。認定証は申請を行った月の初日から有効となります。

※同一世帯内に住民税の申告などをしていない人(未申告の人)がいる場合、負担区分の判定ができません。健康保険課にご相談ください。

申請手続き

◇対象となる人

【 限度額適用認定証 】

- ・ 70歳未満の国民健康保険加入者
- ・ 所得区分が『現役並みⅠ』『現役並みⅡ』である、70歳以上の国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度加入者(所得区分については、高額療養費変更のページを参照)

【 限度額適用・標準負担額減額認定証 】※入院時の食事代も減額されます。

- ・ 同一世帯の国民健康保険加入者および世帯主の全員が住民税非課税である国民健康保険加入者
- ・ 同一世帯の全員が住民税非課税である後期高齢者医療制度加入者

◇必要なもの

- ・ 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・ 個人番号カード、または個人番号通知カードおよび本人確認書類(運転免許証など)
- ・ 印鑑

被用者保険(協会けんぽ・健康保険組合・共済組合など)や国民健康保険組合に加入されている人は、加入されている医療保険者にお問い合わせください。

生涯学習芸術発表会

日ごろ、各地域の公民館講座で練習や稽古を重ねている皆さんの発表の場です。入場無料です。お誘い合わせのうえ、お越しください。



No.301

◇日時 9月2日(日) 午後1時～

◇場所 西田布施公民館

◇主催 田布施町文化協会

◇後援 田布施町教育委員会

◇出演団体

石城歌謡教室・喜楽会生きがい歌謡教室・田布施歌謡教室・西田布施歌謡教室・西田布施同好会・ひまわり歌謡教室・ふれあいうたくらぶ・麻里府歌謡教室・麻里府ミュージッククラブ・八和田カラオケ教室・懐かしの歌教室・篠笛赤とんぼ・たぶせ竹楽坊・悠々ハーモニカクラブ・雪峰流竹柳館波野吟詠会・雪峰流剣詩舞中央教室・日舞柳美会・藤恵会日舞・レイフラワー田布施



右上ロゴ：生涯学習のマスコット「マナビィ」
デザイン…石ノ森章太郎